

2020年10月 6日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社
執行役員 原子力本部
原子力部長 金澤 定男

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より2020年8月17日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、副原子力防災管理者における業務分掌の明確化に伴い、2020年10月1日より原子力防災管理者の代行順位の記載が一部変更となっております。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読 み 替 え 後	理 由																																										
<p>別表 2 - 5 原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 90%;">副原子力防災管理者※ 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>技術系所長代理</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td>技術統括部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td>環境・燃料部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td>保全部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td>保全部部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">6</td><td>発電部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">7</td><td>品質保証部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">8</td><td>技術系調査役 ※ 2, 3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">9</td><td>技術系課長 ※ 2</td></tr> </tbody> </table>	順位	副原子力防災管理者※ 1	1	技術系所長代理	2	技術統括部長	3	環境・燃料部長	4	保全部長	5	保全部部長	6	発電部長	7	品質保証部長	8	技術系調査役 ※ 2, 3	9	技術系課長 ※ 2	<p>別表 2 - 5 原子力防災管理者の代行順位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">順位</th> <th style="width: 90%;">副原子力防災管理者※ 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td>技術系所長代理 <u>(技術系総括担当) ※ 2</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>2</u></td><td><u>技術系所長代理 (工事管理担当) ※ 2</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>3</u></td><td>技術統括部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>4</u></td><td>環境・燃料部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>5</u></td><td>保全部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>6</u></td><td>保全部部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>7</u></td><td>発電部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>8</u></td><td>品質保証部長</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>9</u></td><td>技術系調査役 <u>※ 3, 4</u></td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><u>10</u></td><td>技術系課長 <u>※ 3</u></td></tr> </tbody> </table>	順位	副原子力防災管理者※ 1	1	技術系所長代理 <u>(技術系総括担当) ※ 2</u>	<u>2</u>	<u>技術系所長代理 (工事管理担当) ※ 2</u>	<u>3</u>	技術統括部長	<u>4</u>	環境・燃料部長	<u>5</u>	保全部長	<u>6</u>	保全部部長	<u>7</u>	発電部長	<u>8</u>	品質保証部長	<u>9</u>	技術系調査役 <u>※ 3, 4</u>	<u>10</u>	技術系課長 <u>※ 3</u>	<p>副原子力防災管理者における業務分掌の明確化に伴う、原子力防災管理者の代行順位の記載変更</p>
順位	副原子力防災管理者※ 1																																											
1	技術系所長代理																																											
2	技術統括部長																																											
3	環境・燃料部長																																											
4	保全部長																																											
5	保全部部長																																											
6	発電部長																																											
7	品質保証部長																																											
8	技術系調査役 ※ 2, 3																																											
9	技術系課長 ※ 2																																											
順位	副原子力防災管理者※ 1																																											
1	技術系所長代理 <u>(技術系総括担当) ※ 2</u>																																											
<u>2</u>	<u>技術系所長代理 (工事管理担当) ※ 2</u>																																											
<u>3</u>	技術統括部長																																											
<u>4</u>	環境・燃料部長																																											
<u>5</u>	保全部長																																											
<u>6</u>	保全部部長																																											
<u>7</u>	発電部長																																											
<u>8</u>	品質保証部長																																											
<u>9</u>	技術系調査役 <u>※ 3, 4</u>																																											
<u>10</u>	技術系課長 <u>※ 3</u>																																											
<p>※ 1 : 副原子力防災管理者は 7 名以上とする。 ※ 2 : 副原子力防災管理者を複数名選任する場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。 ※ 3 : 技術系調査役が配置されていない場合は、下位の役職を繰り上げて代行する。</p>	<p>※ 1 : 副原子力防災管理者は 7 名以上とする。 <u>※ 2 : 担当業務については、兼務する場合がある。</u> ※ 3 : 副原子力防災管理者を複数名選任する場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。 <u>※ 4 : 技術系調査役が配置されていない場合は、下位の役職を繰り上げて代行する。</u></p>																																											